

応急手当普及推進事業所制度の創設について

1 背景

近年の高齢化の進展等による救急需要の更なる増加や大規模災害への備え、加えて国内外からの観光客の増加など、応急手当の重要性は更に高まっており、特に多くの人が集まる事業所では、傷病者発生時の速やかな救護活動が期待されている。

2 応急手当普及推進事業所制度の概要

(1) 目的

事業所等に在籍する応急手当普及員が、自主的に救命講習を開催し、従業員だけでなく市民や観光客にも安心を提供している事業所等を「応急手当普及推進事業所」として認定・奨励することにより、事業所等の自主救護能力を高めるとともに、救急事故現場に居合わせた方（バイスタンダー）による応急手当の実施をより一層推進する。

(2) 名称

ファースト エイド プラス エフエープラス

応急手当普及推進事業所（通称：First Aid Plus（略称：FA+））

(3) 登録要件（次のア及びイのいずれにも該当）

ア 応急手当普及員が在籍する京都市内の事業所等

イ 応急手当普及員が、京都市内において、単独又は消防職員と共同で年度内に1回以上救命講習を実施した事業所等

(4) 有効期限

登録要件を満たした日から、翌年度末までとする。

3 インセンティブ

応急手当普及推進事業所に、次のインセンティブを付与し、事業所等での自主的な応急手当の普及活動を促進する。

(1) 応急手当普及推進事業所認定証の交付

(2) デジタル標章の交付（名刺や自社ホームページに使用可）

(3) 消防局ホームページに事業所名を掲載

(4) 応急手当普及員再講習に係る受講料（3,000円/人）の無料化

(5) 応急手当の普及に関し顕著な功績を挙げた事業所等及び応急手当普及員を表彰



デジタル標章

4 事業費

600万円

項目	事業費
救命講習用資器材（貸出用）	約550万円
デジタル標章・指導者用テキスト等	約50万円

5 今後のスケジュール（救急医療週間※中に実施）

(1) 運用開始日

令和6年9月9日（月）

(2) 認定式及び表彰式

令和6年9月12日（木）

※ 9月9日（救急の日）を含む1週間（日曜日から土曜日まで）